猫の飼い方



→ 東京都

◆飼う前に考えてほしいこと

猫は数千年前から人と共に暮らしてきました。 初めは大切な穀物や書物をネズミから守る、 優秀なハンターとして。 そして、現代では、人生を共に過ごす よきパートナーとして・・・。 ひだまりでのんびりと昼寝をしている猫は 私たちを穏やかな気持ちにさせてくれます。 しかし、猫を飼うということは、「ひだまりの猫」との 付き合いばかりではすまないことも・・・。

猫を飼う場合、近所で生まれた子猫をもらったり、保護したりして飼い始める方が多いようです。自分や周囲の状況をよく考えずに飼い始めると、後で取返しのつかない問題を抱えてしまうことにもなりかねません。飼い始める前に、家族でよく話し合ってください。

- ① 猫は 15 年以上生きます。20 歳を超える猫も多くみられます。その間、変わらぬ愛情と責任を持って、きちんと飼い続けることができますか。
- ② あなたのお住まいは猫を飼うことが禁止されていませんか。周囲の環境はどうですか。猫は室内で飼うのが基本です。
- ③ 餌代だけでなく、飼うために必要な用具、病気の予防や治療、不妊去勢手 術などの費用を負担できますか。
- ④ 万一、猫が外に出てしまい、近所に迷惑をかけたときなど、責任を取る 覚悟がありますか。
- ⑤ 家族の中に一人でも飼うことに反対している人はいませんか。猫に対して のアレルギーのある人はいませんか。
- ⑥ 転居など、将来のことまで考えていますか。猫をその生涯にわたって飼い 続けられますか。
- ② 子供にせがまれていませんか。猫の世話は子供だけではできません。
- ⑧ 飼い主自身の病気や入院など、万一飼えなくなったときのことを考えていますか。



◆まず、猫の特徴を知りましょう

責任を持って動物を飼うには、まずその動物の習性や体の特徴を知ることが大切です。猫には次のような習性があります。

- ① 猫は、自然界では1匹で行動する、完全肉食のハンターです。
- ② 犬と違って群れの本能や服従心は低く、飼い主とは「付かず離れず」の距離感を好みます。そのため、必要以上の人とのふれあいを避けることも多い動物です。
- ③ 1匹で行動することから、用心深く、音、臭いなどの環境の変化に敏感です。
- ④ 元々の狩りの本能を発揮して、ネズミや小鳥、金魚などの小動物にも興味 を示します。



◆室内飼いをしましょう

屋外は、猫にとって危険がいっぱいです。交通事故で死んでしまった猫を見たことが ある人も多いと思います。他にもウイルス・細菌・寄生虫などの感染症の危険もあります。

猫は自由に生きるものであり、屋外で放し飼いをするのが本来の飼い方だと考えて いる人もいるようです。しかし、屋外にひそお危険を猫に教育することはできません。 猫を危険から守るのも飼い主の責任です。

猫は自分のなわばりの中で生活する習性を持っています。なわばりの外に出るのは、 餌が不足したときと異性を探しに行くときといわれています。

猫は犬ほどのたくさんの運動が必要な生き物ではありません。

十分な餌と上下運動ができる場所、不妊去勢手術の実施、そして飼い主の愛情が あれば、室内でもストレスをためずに健康に飼うことが可能です。

室内で飼うことにより、ふん尿などでご近所に迷惑をかけることもありません。

災害に備えて、家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止等、室内の安全確保を実施 しておけば、人だけでなく猫を守ることにもつながります。

室内飼いのポイント

- ◎ 上下運動ができる場所 ◎ 不妊去勢手術
- いつもきれいなトイレ
 楽しいおもちゃ
- ◎ 新鮮な水と餌

- ◎ 飼い主の愛情とスキンシップ



◆新しく家族に迎える準備

●どこから猫を入手するか

知人から、ペットショップやブリーダーなどの動物取扱業者から、動物保護施設からなどの方法があります。健康で社会性*のある猫を選びましょう。子猫から飼い始めると、成長を見られるという楽しみがある反面、病気になりやすく、食事や排泄などの世話が大変です。成猫は、大きさや性質がすでにわかっていて、食事の世話などが子猫に比べて楽であるという利点があります。

※猫の社会化について

生後2~9週齢を社会化期といいます。この間に、親猫や兄弟猫などとの関係を通して猫としての大切なことを学んだり、人間や他の動物、様々な環境を経験したりすることで、社会性(相手や状況に応じた適切な行動をとる能力)を身に付けます。この時期に適切に社会化されないと、成猫になってから様々な問題行動を起こすことがあります。子猫から飼う場合には、この時期に親兄弟と過ごした猫を選ぶとともに、飼い始めてからも、いろいろな経験をさせて社会性を身に付けさせるようにしてください。

●必要な用具類

飼うために必要な用具類には、食器・水容器・寝床・トイレ・首輪・迷子札・ブラシ・遊び道具などがあります。様々なものが市販されていますが、猫の体格や好みに合った、安全なものを選びましょう。

寝 床 猫は箱に入るのが大好きです。体がすっぽり入る程度の大きさのダンボール箱などにタオルなどを敷いてあげましょう。

トイレ トイレの数は、猫の頭数 + 1 個が目安です。市販の猫用トイレに猫用砂を入れたものを用意します。猫用砂は水に流せるタイプなど、様々なものがあります。猫によって好みがあるので、いろいろなタイプを試してみてください。

迷子札とマイクロチップ 万一、迷子になっても、飼い主の元に戻れるように、連絡 先を書いた迷子札や、マイクロチップを装着するように努めましょう。マイクロチップ を装着した猫を購入した又は譲り受けた場合は、新しい飼い主の情報を変更登録してください。

●ご近所への配慮

飼い主にとっては気にならない鳴き声や毛なども、猫を飼っていない人には気になるものです。日ごろから良好な近所付き合いに努め、猫を飼う前にあいさつに行くなどのコミュニケーションも大切です。

●かかりつけの動物病院を探しましょう

猫の健康状態を確認するため、まず、動物病院で健康診断をしましょう。猫が病気にかからないようワクチン接種や不妊去勢手術をすることも大切です。猫が病気になったときに慌てないように、かかりつけの動物病院を決め、日ごろから相談しておくことも大切です。

◆正しい食事と水は健康の源

猫は本来肉食の動物です。昔ながらの「ごはんにオカカ」では栄養が不足してしまいますし、魚だけを長期間与えているとビタミン欠乏になってしまいます。

キャットフードを利用すれば栄養のバランスもよく、手間もかかりません。ドライタイプや缶詰など、猫の年齢に合わせて必要な栄養を配合したものが「総合栄養食」として市販されています。

キャットフードに書かれた量・回数を参考に、猫の体格を考慮して与えてください。

●注意すること

● 偏食をさせない

猫は幼い時に食べたものを一生食べ続ける傾向があります。好物だからといって、偏ったものだけを与えていると、栄養バランスが崩れてしまいます。子猫のときから、バランスのよい餌を与えましょう。

2 人の食べ物は与えない

猫には有害なため、タマネギ、ネギ類、生イカ、生魚は与えてはいけません。 猫の食事に味付けは不要ですので、塩分や糖分は控えましょう。固い骨や大きな骨 は取り除いてください。

❸ 食べ残しはすぐに片付ける

「猫は一度に全部食べずに少しずつ食べるから」といつまでも食べ残しをそのままにしている人がいますが、これは誤りです。時間を決めて与え、残したときはすぐに片付けて間食をさせないようにすれば、残さずに全部食べるようになります。食べ残しをそのままにしておくと、不衛生なだけでなく、傷んだものを食べて体調を崩す原因になりかねません。



●飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れておきましょう。

猫の膀胱結石

猫はもともと砂漠の動物なので、水をあまり飲まない傾向があります。水分が不足すると尿が濃くなり、膀胱に結石ができることがあります。結石が尿道に詰まって尿が出なくなると、1日か2日で死んでしまうこともあります。日ごろから尿の回数や量に注意するとともに、餌も水分の多いものを与えるなどして予防してあげましょう。

◆お手入れは猫まかせにしない

●ブラッシング

猫は体をなめてきれいにする習性があるので、抜け毛を放っておくと、毛を飲み込んで吐き出したり、胃腸にたまって病気になったりすることがあります。定期的にブラッシングして抜け毛をとってあげましょう。また、長毛種の猫では、ブラッシングを怠ると、毛が絡まって玉になり、手がつけられなくなってしまうので、こまめに手入れする必要があります。

●つめ切り

猫のつめは鋭く尖っていて、家具を傷つけたり、飼い主等の思わぬ怪我の原因になったりします。つめが伸びたら猫用のつめ切りで切ってあげましょう。

●入浴

ほとんどの汚れは、ブラッシングして蒸しタオルでふけば取れます。ひどく汚れた場合など入浴が必要なときは、猫用のシャンプーで手早く洗い、よく水気をふき取ってからドライヤーで十分に乾かしてあげましょう。猫は一度嫌な思いをすると、次からは断固として受け入れなくなることがあります。恐怖心を抱かせないよう、やさしく洗ってあげましょう。

●ノミ対策

ノミは猫に寄生し、吸血することで、かゆみ、皮膚病を引き起こします。伝染病を 媒介することも知られています。また、猫だけでなく人も刺されることがあります。 背中にたらすタイプの薬をはじめ、様々なノミとり薬・シャンプーがありますので、 獣医師に相談してください。また、ノミの卵や幼虫は、カーペットや部屋のすみのほ こりの中にもいます。こまめに掃除機をかけるようにしてください。

おふろ嫌いにさせない三つのポイント



◆猫を飼うための環境を整えましょう

猫を飼うためには、猫との暮らしに適した環境を整える必要があります。猫が必要とするものや起こりうる問題をあらかじめ考えておき、猫も人もストレスなく過ごせるようにしましょう。

●トイレの準備

猫は決まった場所で排泄する習性があります。食事の後など、臭いをかいで回って場所を探している様子を見たら、すぐに用意したトイレに連れて行ってあげましょう。

これを二三回繰り返すと、自分から行くようになります。どうしてもトイレ以外の場所で排泄する場合は、トイレの置き場所や大きさ、砂の種類、清潔さなどを見直してみてください。猫は汚れたトイレを嫌います。いつもきれいにしておきましょう。また、今まで猫用トイレで用を足せていたのに失敗するようになったときは、病気が原因となっていることも考えられます。



●つめとぎの用意

家具や柱でつめをとぐのは飼い主として困りものですが、これも猫の習性の一つです。しかったりして無理にやめさせるのではなく、専用のつめとぎを用意してあげましょう。ダンボールやカーペット地など、猫によって好みがあります。飼い猫に合ったものをお気に入りの場所に置いてあげましょう。

●猫に入ってほしくない場所への対応

猫は高い所に登ったり、せまいすき間を通り抜けたりするのが得意です。大事なものがある場所や、猫にとって危険な物がある場所など、入ってほしくない場所には、物理的に猫が入れないようにしておくとよいでしょう。ケージがあれば、来客の対応や調理のときなどに、一時的に猫を避難させることができます。

[人につめをたてたり強く咬んだりするとき]

つめをたてられたり強く咬まれたりしたときには、人も驚いてしまいますが、怒鳴ったり叩いたりすると、猫との信頼関係が壊れてしまいます。絶対にやめてください。猫をしかっても、しつけにはなりません。猫をよく観察して、原因を探しましょう。

じゃれていて興奮してしまう場合は、人間の手足で遊ぶ癖がつかないように、猫じゃらしや一人遊びでクールダウンさせましょう。なでられるのが苦手な猫の場合、意思表示として咬むこともあるので、しつこくかまいすぎないようにしましょう。また、猫が突然攻撃するようになった場合、病気が原因のおそれもあります。

◆普段の健康管理が大切

猫も人と同じように感染症にかかったり、お腹をこわしたり、腫瘍ができたりといろいろな病気になります。病気を早期に発見するには、常に猫の様子、食欲、便や尿の状態などに注意することが重要です。猫は自分から病院に行くことはできません。様子がおかしいときは、早めに獣医師に相談してください。感染症を予防するワクチンもあります。病気になってから慌てないよう、あらかじめかかりつけの動物病院を決めておき、健康診断やワクチン接種などを行い、日ごろからの予防を心掛けましょう。

外飼いや、外に自由に行き来できる飼い方では、他の猫から感染症を うつされる機会が増すだけでなく、便や尿の回数や状態が分からず、病気 の兆候を見逃すことが多くなります。猫の健康を守るためにも、室内飼い をしましょう。

タバコの副流煙は人だけでなく一緒に暮らす猫にも悪影響を与えるおそれがあります。受動喫煙の害に気を付けてください。消臭剤、殺虫剤などの化学薬品にも注意して、猫の近くで使用することは控えましょう。

猫の主な病気

●腸管内寄生虫症(回虫、条虫、コクシジウムなど)

これらは猫の腸内の寄生虫です。下痢や食欲不振などが主な症状ですが、放置する と死亡することもあります。人に感染するものもあるため、定期的に検便をしてきち んと治療しましょう。

●猫伝染性腸炎(猫汎白血球減少症・パルボウイルス感染症)

感染力と病原性が強い猫の感染症です。おう吐を伴う下痢が主な症状で、子猫は死亡することもあるため、適切な治療を必要とします。ワクチンで予防できますが、子猫は適切な時期に接種する必要があるため、獣医師にご相談ください。

●猫ウイルス性鼻気管炎

猫のかぜと言われ、鼻水、なみだ、よだれなどが主な症状です。感染力も強く、放置すると全身が衰弱して死亡することもあります。予防ワクチンが普及していますが、これらの症状がみられた場合は早めに獣医師にご相談ください。

●猫後天性免疫不全症候群 (ネコエイズ)

人に感染することはありませんが、人と同様に、発症すると猫の免疫力が低下します。そのため、軽い病気でも治らず症状が悪化し、死亡する場合もあります。屋外に出さないなど、感染猫と接触させないことが最善の予防法となります。

◆人と動物との共通感染症って知ってる?

同じ病原体で、動物から人へ、人から動物へうつる病気があります。人畜共通感染症、動物由来感染症ともいいます。猫から人にうつる病気には次のようなものがあります。

●回虫幼虫移行症

猫回虫の卵が人の口に入り、幼虫が肺や眼、脳などに迷い込んだ症例が世界で数例報告されています。砂場などで猫が排泄していることもあるので、外で遊んだ後は手をよく洗いましょう。

●皮膚糸状菌症、かいせん症

猫の皮膚病の原因はいろいろありますが、糸状菌(カビの仲間)やかいせん(ダニの一種)によるものは、人にもうつることがあります。猫に脱毛や皮膚の異常があったら、早めに獣医師に相談してください。

●猫ひっかき病

猫に咬まれたり、引っかかれたりすることにより感染します。人が感染すると、できた傷口に近いリンパ節のはれが続き、発熱などの全身症状があらわれることもあります。猫のつめをこまめに切り、引っかき傷、咬み傷を受けないようにしましょう。

●重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)

ウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染します。また、ウイルスに感染した猫に咬まれて発症した事例も報告されています。人での主な症状は発熱と消化器症状(おう吐、下痢など)です。SFTSの感染源となるマダニは通常、家の中にはいません。万が一、猫の体表にマダニが食い込んでいた場合は無理に取ろうとせず、動物病院を受診しましょう。

猫と人に共通の感染症は他にもありますが、

- ① 口うつしで食べ物を与えるなど、濃厚な接触をしない。
- ② 猫の体や生活環境を清潔にする。
- ③ ふん、尿は早めに処理し、排泄物を扱った後はよく手を洗う。
- ④ 日ごろから猫の健康状態に注意し、様子がおかしいときは早めに獣医師 に相談する。

などのことを守り、衛生的な飼い方を心掛けていれば必要以上に恐れること はありません。日ごろから飼い主自身や家族の健康状態に注意し、異常が あれば医師の診察を受けてください。

◆猫だって家族計画

国内では、早春から晩秋までが主な猫の繁殖期です。この間、オス猫は独特の声で鳴いてメス猫を呼び、他のオス猫となわばりやメス猫をめぐって激しく争います。 メス猫は発情と交尾を繰り返し、1年に二三回子猫を産み育てます。

猫が増え過ぎてしまうのを防ぐために、オス猫もメス猫も不妊去勢手術をしましょう。 不妊去勢手術は何歳でも可能ですが、なるべく最初の発情前に行いましょう。

●オス猫の場合

オスの子猫は生後約8か月で成猫に近い大きさになり、発情期には独特の声で鳴くようになります。また、尿の臭いがきつくなり、なわばりを主張するためにあちこちに尿を吹きかける行動(尿スプレー)も始まります。なわばりやメスをめぐる他のオス猫とのケンカで大ケガを負ったり、交ません。メス猫に子猫を産ませてしまい、知らん顔ということでは飼い主としての責任を問われてしまいます。

●メス猫の場合

メスの子猫も生後約8か月(早いと4か月)で最初の発情を迎えます。猫は交尾の刺激で排卵するので、交尾をすればほぼ100%妊娠します。妊娠期間は約2か月で1回の出産で3~6匹の子猫を産みます。1年に二三回妊娠・出産が可能なため、一匹のメス猫から1年後に20匹、2年後に80匹以上に増えてしまうことも考えられます。

去勢手術のメリット

- ◎ 尿スプレーをしなくなることがある。
- ◎ 尿の臭いが弱まる。
- ◎ 発情期の鳴き声がなくなる。
- ◎ 外出やケンカの衝動が少なく なり、穏やかに暮らせる。
- ◎ 交尾やケンカでうつるネコ エイズなどの病気の心配が なくなる。

不妊手術のメリット

- ◎ 望まない子猫が生まれない。
- ◎ 発情期のストレスがなくなり、 一年中穏やかに暮らせる。
- 子宮や卵巣の病気や交尾で うつる病気の心配がなくなる。



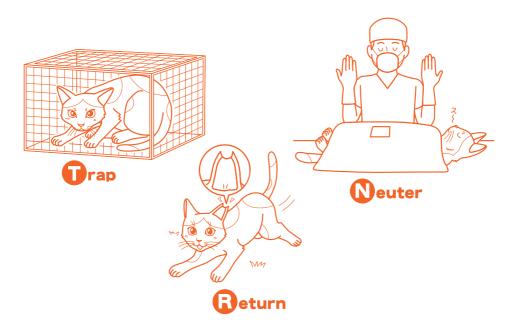
◆飼い主のいない猫たち

飼い主のいない猫(いわゆる野良猫)も元をたどれば、一部の無責任な飼い主が捨てたり、産ませたりしたものです。被害を受けたからといって猫をいじめたり排除したりしても、根本的な解決にはなりません。また、お腹をすかせた猫たちをみかねて餌を与える人もいますが、不妊去勢手術をせずに餌だけを与えると、猫がどんどん増え、猫が集まるのを迷惑と感じる人とのトラブルになり、結局猫のためにもなりません。

こうした地域での猫問題を解決するために、「飼い主のいない猫対策」があります。 「飼い主のいない猫対策」とは、地域住民が主体となり、①猫を命あるものだという 考え方で、②その地域の住民の合意の下に、③地域で猫を適正に管理していく、と いうものです。

取組の基本として、TNR 活動があります。TNR とは、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して、元の場所に戻す(Return)ことです。トラブル解決のためには、TNR だけでなく、トイレの設置・清掃や餌の管理など、TNR 後の管理を含めて取り組んでいかなければなりません。できるなら、その猫たちを大切に飼ってくれる飼い主が見つかるのが最良なのですが・・・・。

不幸な猫を増やさないためにも、猫の飼い主が、今飼っている猫に不妊去勢手術をして終生愛情を持って飼い続けることが何よりも大切なのです。



◆猫を迷子にさせない

迷子にさせないために

●身元表示(迷子札、マイクロチップ)

猫は人の言葉を話せません。迷子や事故で保護されたときのために、連絡先を書いた迷子札やマイクロチップなどで身元表示をしてください。

●室内飼いをしましょう

室内で飼えば、迷子になったり事故に遭ったりすることもありません。玄関からの飛び出しや戸締りに注意しましょう。

いつも外に出していると、猫の身に何か起きても、飼い主は知る由もないのです・・・・。

万一、迷子にさせてしまったら

万一、飼い猫がいなくなったら・・・、飼い主は自分で探さなくてはなりません。

● 近所をよく探しましょう。

高い木に登って降りられなくなっていたり、狭い塀の隙間や縁の下などにもぐり こんで出られなくなっていることがあります。不妊去勢手術をしていれば、猫の 行動範囲はそれほど広くありません。近所の人に見かけなかったか声をかけ、名前 を呼びながら猫の目線になって探しましょう。

室内飼いの猫は、万一外に出て行ってもほとんどの場合は遠くへは行かずに、狭いところに身を潜めていることがあります。家の周りを重点的に探してみましょう。また、出て行ったと思っても、実は室内の思わぬ場所に入り込んでいることもよくあります。

② 動物愛護相談センターに問い合わせましょう。

動物愛護相談センターでは、路上で怪我や病気により動けなくなっていたり、拾得者から届けられたりした猫を保護している場合があります(元気に歩いている猫を捕まえて保護することはありません。)。

❸ 警察署や区の保健所にも尋ねましょう。

猫を保護している人が警察や保健所に届け出ていることがあります。

◆ 清掃事務所にも尋ねましょう。

路上など公共の場所にある動物の死体は、清掃事務所などで対応しています。

◆猫が死んでしまったときは・・

猫の寿命は20年ともいわれていますが、家族の一員として大切に飼ってきた猫とも、いつかは別れのときがやってきます。

●死体の引取り等

お住まいの地域の清掃事務所によっては有料で死体の引取り、火葬をしているところもあります。民営の動物霊園では、死体の引取り、火葬、納骨、法要まで行ってくれるところもあります。

◆猫も被災します~日ごろからの準備が重要~

地震などの災害が起きたとき、人と同じように動物も被災します。避難所には多くの人が動物と一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が嫌いな人や動物アレルギーの人などと共同生活をすることになります。避難所で猫が受け入れられるよう、日ごろから準備しておくことが必要です。

① 適切な管理

災害時に迷子にならないよう、飼い猫に迷子札やマイクロチップを装着しておきましょう。また、緊急時に猫を預かってくれる場所を確保しておくことも大切です。 病気の予防のためにも、ワクチン接種を済ませておきましょう。

② しつけ

飼い猫とスムーズに避難できるよう、また、避難所でトラブルにならないよう、ケージなどに嫌がらずに入るなどの基本的なしつけをしておくことが大切です。市販のキャリーケージを普段から寝床として使うと、病院に行くときや災害が発生したときなど、ストレスを与えずに運ぶことができます。

③ 猫用防災グッズ

餌、水、容器、ケージ、猫砂、首輪、予防注射などが記載された健康手帳などを、 すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

飼い猫の特徴を、記憶だけで正確に人に伝えることは、意外と難しいものです。 いざというときのために、飼い猫について記録しておきましょう。

種類	呼び名	性 別	飼い猫の特徴
		オス	
		メス	
		去勢オス	
		不妊メス	
毛 色	毛の長さ	尾の長さ	
	長短	長短	
生年月6	3	首輪の色	
			最新の写真を貼ってください。 ※飼い主と一緒の写真を携帯電話に保存しておくと、災害のときなどに役立ちます。

◆知っておきたい猫の法律など(抜粋)

●動物の愛護及び管理に関する法律

- ① 動物を『命あるもの』と認識し、動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめたりすることのないようにすること。
- ② 飼い主は動物の習性を考慮して、その動物の一生にわたり適正に飼養すること。
- ③ 飼い主は動物が人に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- ④ 繁殖を希望しない飼い主は、不好手術等を行うように努めること。
- ⑤ 飼い主は動物が自分の所有であることがわかるよう、所有明示をしておくこと。 また、逃げ出さないよう対策をとっておくこと。
- ⑥ 愛護動物*をみだりに殺傷した者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。また、愛護動物を遺棄・虐待した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる。また、このほか人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類

●家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

- ① 動物に名札、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。
- ② えさや水はきちんと与え、病気やけがの予防など健康管理に努めること。
- ③ 病気やけがのときには、獣医師に診せるなど適切な措置をすること。
- ④ 飼養環境を清潔にし、周辺の環境保全に努めること。
- ⑤ ふん尿、毛などで公共の場所や他人の土地を汚さないこと。
- ⑥ 飼う数は適切に管理できる範囲内にすること。
- ⑦ 猫の飼い主は、屋内飼養に努めること。
- ⑧ 猫の飼い主は、屋内飼養以外の方法で飼うときには、病気の感染や不慮の事故 を防止するなど、猫の健康と安全の保持に十分配慮すること。
- ⑨ 猫の飼い主は、屋内飼養しない場合は、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を講 じること。
- ⑩ 飼い主は、動物からうつる病気について正しい知識を持ち、自分や他人への感染防止に努めること。

●東京都動物の愛護及び管理に関する条例

- ① 飼い主は、動物の本能・習性を理解し、飼い主としての責任を自覚して、正しい飼い方をすること。
- ② 寿命のある限り飼い続けるよう努めること。
- ③ えさや水はきちんと与え、飼養場所の内外を清潔にしておくこと。
- ④ 異常な鳴き声、悪臭、汚物等で他人に迷惑をかけないこと。
- ⑤ ふん等で、公共の場所や他人の土地を汚さないこと。
- ⑥ 猫の所有者は、猫を屋外で行動できるような方法で飼うときには、感染症を 予防し、みだりに繁殖しないよう必要な措置を講ずるように努めること。
- ⑦ 逃げてしまったときは、自分でさがし、収容すること。



●猫の飼い方等

区部	最寄りの区役所又は保健所
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話番号 042(581)7435 日野市石田 1-192-33
八王子市	八王子市保健所 電話番号 042(645)5113 八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ庁舎 ・会議室棟 4・5 階
町田市	町田市保健所 電話番号 042(722)6727 町田市中町 2-13-3
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所

●猫が行方不明の場合、猫を譲り受けたい場合等

区部	東京都動物愛護相談センター 電話番号 03(3302)3507 世田谷区八幡山 2-9-11				
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話番号 042(581)7435 日野市石田 1-192-33				
八王子市	八王子市保健所 電話番号 042(645)5113 八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ庁舎 ・会議室棟 4・5 階				
町田市	町田市保健所 電話番号 042(722)6727 町田市中町 2-13-3				
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所				
動物愛護相談センターホームページ					
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/douso/					

- ☆ 県境(区市町村境)にお住まいの方は、隣接する県(区市町村)へもお問い合わせください。
- ◎ 東京都動物愛護相談センターでは、猫の譲渡、動物の飼い方、病気などについての相談も受け付けています。

発行:東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課 登録番号(5)7

印刷:株式会社モモデザイン 令和5年10月発行



